

## 勝浦市事業者協力型自家用有償旅客運送に係る試験運行業務 質問／回答

※質問書の提出順に記載しています。

No.	質問	回答
1	貴市の地域特性や公共交通の課題等を具体的に示している資料はどれか。	勝浦市総合計画や勝浦市地域公共交通計画などに記載しております。
2	本件業務期間内に自家用有償旅客運送制度に基づく運行を開始することを目的としているか。	本業務は自家用有償旅客運送の本格導入に向けての試験運行であり、市内一部地区（総野地区）の住民が駅や病院などへの移動手段を確保することを目指して実施するものです。よって、本業務の実施状況を踏まえ、料金の設定等を検討し、令和7年度に事業者協力型自家用有償運行を本格導入する予定であります。
3	自家用有償旅客運送制度の申請する場合、登録には申請後1か月程度かかる。本件業務において登録申請のスケジュールは加味されているか。	上記2の記載のとおり、本年度中の申請は必須ではありません。
4	自家用有償旅客運送制度の申請を行う場合、登録ドライバーとして大臣認定講習の受講済みの者、2種免許所有者等の登録が必要だが、その用途は立っているか。	上記2の記載のとおり、本年度中の申請は必須事項ではなく、また現段階で登録ドライバーの募集は行っておりません。
5	予算について、提示予算内にドライバーの保険料や、交通事業者への運行管理委託料等、大臣認定講習費用、運行表示等自家用有償旅客運送を実施するための諸経費等は含まれているか。	委託料としては、試験運行にかかるプランニング、システム導入及び利用料、ドライバー等への説明、住民への広報等の費用となります。そのため、ご質問いただいた諸経費等として列挙された項目については含まれておりません。
6	勝浦市事業者協力型自家用有償旅客運送に係る試験運行業務仕様書(別紙1)の1ページ目3.(1)アによれば、「配車アプリ等によりシステム上で可視化された車と乗りたい人をマッチング」とあるが、可視化される環境は管理システム上で十分か。ドライバーの個人情報保護のため、みだりに位置情報が開示されるようなサービスは不適切と思料。	ドライバーの個人情報保護の観点も含め、その運用方法をご提案いただきたいと考えております。
7	同資料2ページ目3.(2)アにある「車両は予め登録された乗降ポイント間を運行すること。」とは、管理者等が事前にバス停のような乗降場所を設定したものを指すのか。あるいはユーザが乗車前に乗降場所を任意に指定できるという意味のどちらか。	管理者等において事前に乗降場所を設定することで考えております。
8	決済方法について指定はあるか。特にアプリ以外での予約ルートを考えている場合、乗車時の決済が必要になると思料。現金やチケット等の決済スキームは準備必要か。	決済方法については現段階では現金払いを想定していますが、その他の方法についても検討したいと考えています。なお、本業務は有償運行に向けた試験運行として無償運行を予定しており、決済スキームの準備は必須ではありません。
9	参加意向申出の提出書類内「⑤業務実績」に添付する契約書(写)について、部分的に黒塗りした状態で提出してもよろしいでしょうか。また、書面全部ではなく件名と押印ページのみでの提出でよろしいでしょうか。	添付する契約書(写)については、様式第3号の内容を確認するために提出していただくものです。そのため、契約書の全文を提出する必要はなく、契約名称、契約者、押印、業務期間、業務の概要などが確認できる箇所の写しをご提出ください。また、確認事項ではない部分が黒塗りされていても問題はございません。